

1-⑧ 提出方法

オンライン申請をする場合（原則）

- スマートフォンやパソコン等から時間・場所を問わず申込みが可能です。
- フォームに沿って入力していただけないので、入力漏れや申請不備を防げます。
- 申込み後の申請内容や受付状況を確認できます。

オンライン申請▶



練馬区ホームページから「入園 オンライン」で検索もできます。

STEP 1 オンラインフォーム（LoGo フォーム）への入力（目安：15分程度）

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④に対応したフォームです。

注 育児休業中で不承諾を希望する期間がある方の申込みは、『育児休業延長許可の申出書』にも対応しています。

STEP 2 書類のアップロード

紙の書類を撮影した画像データもしくは会社等から発行された電子データを添付できます。

STEP 3 送信完了メールに記載された受付番号を利用し、マイナンバーを提出

- ・ 申込書⑤「マイナンバー記入用紙」に対応した内容を、マイナポータルを利用した電子申請「ぴったりサービス」から提出できます。
- ・ STEP 1、STEP 2により入園申請が送信完了していれば、申込書⑤「マイナンバー記入用紙」が未提出であっても、入園申請は有効です。後日でも構いませんのでご提出をお願いします。
- ・ 「ぴったりサービス」からのマイナンバーの提出に必要な持ち物や、手続き方法の詳細については、上の二次元コードから「マイナンバーの提出方法について」をご確認ください。オンラインでの提出が難しい場合は、申込書⑤のみ窓口や郵送での提出をお願いします。

オンライン申請（LoGo フォーム）の申請状況を確認したい場合

送信完了メールに記載の URL から「申請状況」をご確認いただけます。「受付済」となっていれば、正常に到着しているということになります。

不備不足があった場合

申請内容に不備不足があった場合は、保育課入園相談係よりお電話させていただきます。ただし、締切日間に申請があった場合は、ご連絡が遅れる場合があります。締切日翌日以降に届いた書類は、次の利用調整から反映になります。

申請内容を変更したい、書類を追加で提出したい場合

「申込内容変更・書類追加提出フォーム」より申請してください。必要に応じて変更後の書類（就労証明書等）をアップロードし、ご提出ください。ただし、申込書⑤「マイナンバー記入用紙」は「申込内容変更・書類追加提出フォーム」から提出することができません。

オンライン申請をする場合の注意点

- ・ 締切日必着（P.10 参照）です。原則、各入園月の申込締切日の 17 時 15 分までに保育課入園相談係に到達したものが有効となります。時間には余裕をもってお申込みください。
- ・ 回線トラブル等で締切時間までに到達しなかった場合、翌月の利用調整から対象となります。
- ・ 回答フォームは 24 時間を経過するとタイムアウトされますので、適宜一時保存を行ってください。
- ・ 練馬区外からの申込みで、練馬区に転入予定のない方は、オンライン申請はできません。お住まいの自治体を通しての申込みとなります（P.23 参照）。
- ・ 児童を 3 人以上同時に申込みされる場合は、オンラインフォームを 2 回送信してください。（1 回目の申請では児童 A と児童 B を、2 回目の申請では児童 C の内容を入力してください。）
- ・ 申請終了後、登録したメールアドレスに送信完了メールが届きますので、必ずご確認ください。
- ・ 海外にお住まいの方はオンライン申請をご利用ください。なお、海外への通知等の送付や国際電話は行っておりません。国内にお住まいの連絡が可能な方の氏名・住所・電話番号を添えてお申込みください。

郵送で提出する場合

宛先：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 保育課 入園相談係

注 書類送付用の専用封筒は廃止いたしました。ご自身で封筒をご用意の上、送料をご負担いただきますようお願いいたします。

! 郵送に時間がかかり、締切日までに届かないケースが見受けられます。原則、オンライン申請をご利用ください。

- 郵送による申込みは、締切日必着です。申込締切日の受付時間までに保育課入園相談係に届いたもののみが有効となり、消印有効ではありません（1月、2月、4月1次申込みは、11月4日消印まで有効）。郵送遅延や宛先の誤り等で到着が確認できない場合、翌月の利用調整から対象になります。
- 普通郵便等は到着までに数日を要しますので、余裕をもってお申込みください。
- 郵送事故等による補償は行いません。ご不安な場合は追跡可能な郵送方法にてお申込みください。また、到着の有無について、練馬区から連絡は行いません。
- 申込書⑤「マイナンバー記入用紙」を郵送で提出する場合は、送達確認が可能な簡易書留を推奨します。
- 郵送申請で不足書類があった場合、保護者に電話で連絡します。原則各入園月の締切日までに提出してください。提出がない場合、利用調整の対象とならないもしくは不利になることがあります。

保育課窓口で提出する場合

所在地：練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階 保育課 入園相談係

受付時間：8時30分～17時15分 / 土・日・祝休日・年末年始は除く

★ 書類提出の際は、本人確認が可能な書類をお持ちください。

各総合福祉事務所で提出する場合

- 3か所の総合福祉事務所に設置の回収ボックスへ投函してください。

場 所：光が丘総合福祉事務所 相談係（光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階）

石神井総合福祉事務所 相談係（石神井町3-30-26 石神井庁舎3階）

大泉総合福祉事務所 相談係（東大泉1-29-1 大泉学園ゆめりあⅠ 4階）

受付時間：8時30分～17時15分 土・日・祝休日・年末年始は除く

注 各総合福祉事務所では、相談や書類の確認は一切行っておりません。

入園（転園）申請をオンライン以外で行った場合でも、申請内容の変更や書類の追加提出はオンラインからできます。